

内部統制 TIMES

～自律的な改善をめざして～

第 6 号 H27.10.28 発行

総務局監察部内部統制担当

ba0031@city.osaka.lg.jp

リスク把握・評価の結果大発表!!

Result!!

第 5 号で予告したとおり、今号では各所属で取組んでいただいた「リスク把握・評価」のとりまとめ結果についてお伝えします。

リスク評価は、影響度と発生可能性により行いますので、今年度、各所属から報告を受けたリスクのうち、重要度（＝対応策整備の優先順位が高い）3 位以内のリスク（44 所属×3 = 132 リスク）について、リスクが属する分野ごとに、次の表に集計しました。影響度-発生可能性の組合せにより、重要度の高い順に A～E のグループとなり、重要度の特に高い A 及び B には 80 件のリスクが報告されました。（なお、昨年度リスク対応策を整備した、個人情報の漏えい、コンピューターウィルスの感染等及び各所属から報告されたリスクは除外しています。）



※リスク件数の多いリスク分野を中心に記載し、()内はうち区役所からの報告件数

※下線は重要度 A 及び B のリスク件数上位のリスク分野

重要度 A 及び B のリスク 80 件のうち、報告件数が多かったのは、次のリスク分野でした！！

1位 業務の停滯

重要度 A 及び B と評価されたリスクが 13 件と最も多く含まれており、重要度が非常に高いリスク分野と考えます。業務の停滯の具体的なリスク内容としては、「不十分な進捗管理」が 5 件、「不十分な引継ぎ」が 4 件、「不十分な情報共有」及び「メールの不十分な管理」が 2 件ずつとなっており、特に事務の進行、継承に係るリスクの重要度が高いと評価されています。

2位 公金等管理

重要度 A 及び B と評価されたリスクが 10 件と、業務の停滯に次ぎ多く含まれており、C・D も含めると、44 所属中 19 所属からこの分野のリスクが報告されていることから、区役所、局室を問わず、広く重要度が高いと評価されています。

上記のリスクを含め、重要度 3 位以内のリスクについては、今後、関係共通業務所管所属のご協力を得ながら、監察部が対応策の整備ポイント（＝リスク対応策において必須となる取組み）等を提示し、各所属においてリスク対応策を整備していただく予定ですので、引き続きよろしくお願いします！！

内部統制 TIMES

～自律的な改善をめざして～

第7号 H28.1.6 発行

総務局監察部内部統制担当

ba0031@city.osaka.lg.jp

リスク対応策改善検討の五箇条！

Upgrade !

内部統制は、リスクを低減するための「プロセス」ですので、7月～8月に各所属で把握したリスクのうち、重要度3位以内のリスクを低減するための対応策（PDCAサイクル）を整備する必要があります。

これらのリスク対応策の現状については、リスク把握・評価の結果とともに、既に報告していただいているところですが、今後、共通業務責任者や総括責任者からの意見等を踏まえ、必要に応じ改善を行い、整備していただく必要があります。（平成28年1月4日付け事務連絡で依頼済みです。）

そこで、今号ではリスク対応策改善検討の五箇条について、お伝えしたいと思います。

リスク対応策改善検討の五箇条！！

其ノ壹 5W1Hを明確にすべし！

リスク対応策の5W1H、特に、「誰（どの部署）が」実施するのか明確に記載されていますか？

これが明確でないと、役割がはっきりせず、せっかくの対応策が継続的、かつ確実に実施されない可能性が高まってしまいます。

其ノ弐 当然のことも文書化すべし！

リスク対応策は、関係職員間で共有し、確実に実施する必要があります。Aさんが「当然」と考えていることでもBさんはどうか分かりません。

AさんもBさんも共通認識が持てるよう、当たり前と思われること、既にルール化されていることでも、対応策の鍵となる取組みは具体的に明記（文書化）してください。



其ノ参 共通業務責任者の意見をチェックすべし！

全市的に共通する業務に関するリスクについては、その対応策における必須取組み、対応策を改善検討する際の留意事項を関係共通業務所管所属が示しています。共通業務に関するリスクの対応策を改善検討する際には、必ずチェックし、必須取組みを踏まえた内容となっているか必ず確認してください。



其ノ四 総括責任者の意見をチェックすべし！

「職場環境の悪化」、「コンプライアンス違反」、「選挙事務のミス」など共通業務以外のリスクであっても、総括責任者がその対応策の改善検討上必要と認めたリスクについては、関係先と調整して、当該リスクの対応策における必須取組みや留意事項を示しておりますので、必ずチェックしてください。



其ノ五 所属独自の取組みも検討すべし！

リスクはあくまでも各所属で発生するものです。自律的なりリスク管理を行うためには、共通業務責任者や総括責任者が示す必須取組みだけでなく、所属の実情に応じ、独自の取組みが必要かどうかも検討する必要があります。

整備していただいたリスク対応策は、基本的には平成28年度からの実施となります。実施できるものは適宜、実施し、リスクの低減に向けた自律的な取組みを進めていただきますようお願いします！！

お知らせ（参考情報）

『地方行政』（10月29日・11月9日発行）に大阪市における内部統制の記事が掲載されました！



内部統制 TIMES

～自律的な改善をめざして～

内部統制がついに自治法に！？

BIG NEWS！

第31次地方制度調査会が平成28年2月29日に「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」をとりまとめ、3月16日に内閣総理大臣に手交しました。この答申では、地方公共団体の内部統制を制度化すべきとされており、また、内部統制の対象とするリスクとして、財務に関する事務の執行におけるリスクは最低限評価すべきリスクとされています。

さらに、内部統制を制度化するにあたり、都道府県や指定都市等の大規模な地方公共団体については、例えば、内部統制体制の整備及び運用に関する基本的な方針の作成・公表、その評価についての監査や議会への報告・公表等といった具体的な手続きも制度化すべきとされています。



現時点では詳細な内容は分かっていませんが、今後、国からの情報提供等により具体的な内容が明らかになってくると思います。これまで、本市独自に内部統制の取組みを進めてきましたが、内部統制が制度化されると、新たに法の要請にも応えていく必要があり、内部統制の重要性は一層高まることになります。

内部統制 TIMES では、これまで以上に内部統制の概念、意義などを丁寧に、分かりやすく皆さんにお知らせしていきますので、来年度もご愛顧いただきますようお願いします！！

物品現在高調査の季節です！！

平成26年度の内部統制の取組みとして、共通業務を所管する会計室と連携し、「不十分な備品管理」というリスクへの対応策の整備を行いました。各所属のリスク対応策においては、「物品現在高調査」が必須取組みとなっていますが、今年度から会計室が新たなモニタリングとして、各所属の実施状況を確認調査することになっています。各所属においては計画的に実施し、確実にリスクを低減しましょう！

会計室通知文 [所管物品に係る物品現在高調査の実施及び完了報告について（依頼）](#)



☞（「内部統制 TIMES」に対するご意見は ba0031@city.osaka.lg.jp まで）